

令和3年度 大学における文化芸術推進事業  
審査要領

I 採択案件の決定方法

各大学から提出された要望書について、学識経験者等から構成される協力者会議（以下「審査委員会」という。）により、事業計画・実績等を専門的な見地から評価し、文化庁長官が決定する。

II 審査方法

要望書に基づき、審査委員会において書類選考を実施する。但し、必要に応じて申請者に対する面接選考（プレゼンテーション）の実施及び提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを該当申請者の得点とする。

1. 事業計画に関する評価

- ① 事業のねらい・趣旨について、大学として明確な方針とビジョンがあり、本補助事業にふさわしいものであること。
- ② 実施内容や事業規模、人材の育成目標について、実現性・妥当性があること。
- ③ 事業実施による意義や効果について、明確な根拠とともに設定され、社会的な役割を果たしていること。
- ④ 実施体制について、劇場、美術館等や指導者、大学事務局等の連携体制が十分に整っていること。

2. 具体的な活動又は取組に関する評価

- ① 企画性、効果性、特色性の観点から、質の確保がされていること。
- ② 経費の積算が妥当であること。

IV 評価基準

「事業計画に関する評価」及び「具体的な活動又は取組に関する評価」に係る評価基準は、以下の評価基準により5段階評価を行う。

[評価基準]

大変優れている＝7点 優れている＝5点 普通＝3点  
やや劣っている＝1点 劣っている＝0点

## V. 補助額の査定

審査委員会の評価点に応じて、評価段階を設定（A評価（査定無し）、B評価（申請額より10%査定）、C評価（申請額より20%査定）、D評価（申請額より30%査定）F評価（不採択））し、予算に残額が生じる場合は、B・C・D評価の査定率を同率で減じる。

## VI. 審査委員の遵守事項

### ア 審査の公正、公平性の確保

審査委員は、申請者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、審査委員と申請者の間に利害関係が生じている場合は、原則として、以下の通り取り扱うものとする。

### イ 利害関係者の範囲

- ① 申請者の要望書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している大学等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に申請者から寄付を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と申請者との間に、過去5年以内に取引が有り、かつ申請者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、申請者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

### ウ 利害関係者に対する審査

審査委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 審査委員と申請者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合  
審査委員は、その利害関係を有している申請者の審査から外れなければならない。
- ② それ以外の関係性を有している場合  
審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他要望書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その申請者の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は、

審査委員会において行う。

審査委員会は、申し出のあった審査委員以外の委員の中から委員長を決め、当該審査委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、審査委員会はその判断を拒否することもできる。この場合、当該審査委員はその申請者の審査からは必ず外れなければならない。また、当該審査委員自らがその申請者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該申請者の審査から必ず外れなければならない。

(申請者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・ 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

### ③ 審査委員の再選定

審査委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する審査委員を選定し直さなければならない。

## エ 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請者の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、審査委員として取得した情報（要望書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。